



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】扶養手当の見直し概要

扶養手当		現 行	2025年度	2026年度
配偶者	行政職給料表7級以下	6,500円	3,000円	廃止
	行政職給料表8級	3,500円	廃止	
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

【勧告本文から】

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子にかかる扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第8条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

紙面学習

シリーズ②〇『扶養手当見直し』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の20回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

▼紙面学習シリーズの20回目は、先の人事院勧告、そして県人事委員会勧告にもあった、「扶養手当の見直し」についてです。ご一緒に学習していきましょう。

【図表2】「年収の壁・支援強化パッケージ」のポイントから

■POINT

パート・アルバイトで働く人が「年収の壁」を意識せずに働ける環境を、事業主と労働者で一緒に実現しましょう。パートやアルバイトで働く人の中には「もっと働きたいけれど、年収が一定の水準を超えると年金や医療など社会保険料の負担が発生して手取り収入が減ってしまう」「年収が増えると扶養から外れてしまう」といった理由で、働き過ぎないようにしている人も多いでしょう。このように、社会保険料の負担が増えないように年収を抑えようと意識する金額のボーダーラインが、いわゆる「年収の壁」です。

年収106万円又は130万円に達すると、それぞれ年額で一般的なケースでは約16万円又は約27万円の社会保険料の負担が生じます。もちろん社会保険の加入により傷病手当金や出産手当金を受けられるようになったり、将来もらえる年金が増えたりといったメリットはあります。

この「年収の壁」を踏まえて、手取り収入を減らさないように就業時間を調整するなど、働き控えする人は少なくありません。こうした「働き控え」は、パートやアルバイトで働くかたちの所得向上を阻むだけでなく、企業の人手不足を加速する原因の一つとなっています。

そこで政府は、23年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」を開始しました。パート・アルバイトで働くかたが「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、「年収の壁」を超えても手取り収入が減らないようにするための対策を盛り込んだ内容となっています。

①【106万円の壁】

○加入制度：厚生年金保険・健康保険
○対象：従業員101人以上の企業などに週20時間以上勤務している場合
※2024年10月以降、51人以上の企業に変更

②【130万円の壁】

○加入制度：国民年金・国民健康保険
○対象：従業員100人以下の企業などに勤務している場合（①以外の場合）
※2024年10月以降、50人以下の企業に変更

▼今回の勧告では「給与制度のアップデートのための改正」の一つとして、「扶養手当の見直し」が勧告されました。【図表1】がその概要ですが、配偶者にかかる扶養手当を2年かけて段階的に廃止し、その分、子にかかる扶養手当を増額するとい

う内容です。▼なぜ、このような勧告内容になったのか？政府は、昨年10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」なる

当面の日程

■11月22日（金）

○18:30～総支部単代会議
（会津労働福祉会館）

■11月25日（月）

○13:30～退職者移行制度学習会
（福島GP）

■11月26日（火）

○17:45～湯川村職労定期大会

■11月27日（水）

○17:45～西会津町職労定期大会

■11月28日（木）

○18:30～南会津町職労定期大会

■11月29日（金）

○17:30～磐梯町職労定期大会

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

【図表3】「壁」の整理

①「103万円の壁」（税金の壁）

所得税の納税義務が発生する年収の目安です。年収が103万円を超えると、48万円の基礎控除と55万円の給与所得控除を超えた分に対して所得税が課されます。また、配偶者控除が適用されなくなるため、所得税・住民税額が増加となる可能性がある点にも注意が必要です。

②「106万円の壁」（社会保険の壁）

（表面記載のとおり）勤務先の規模等により、厚生年金保険・健康保険への加入義務が発生します。

③「130万円の壁」（社会保険の壁）

（表面記載のとおり）基本的にすべての人が、親や配偶者の扶養から外れ、国民年金や国民健康保険の保険料の支払いが発生します。

④「150万円・201万円の壁」（税金の壁）

所得税の配偶者特別控除に関わる年収の壁です。配偶者の年収が150万円以上になると、配偶者特別控除の控除額が徐々に減少します。そして配偶者の年収が201万円以上になった場合、控除が一切受けられなくなります。



▼扶養手当の場合は、その支給要件が、「年収130万円未満」なので、これに合わせて「働き控え」する配偶者がいることから、「配偶者にかかる扶養手当を廃止し、しっかりと働いてもらえる環境を整える。それで浮いた財源



を、子にかかる扶養手当の増額に充て、子育て世帯への支援拡充につなげる」ということです。▼しかし、配偶者の中には、「働きたくても働けない方」もいるはずです。例えば、健康上の問題や、親等の介護が必要なためです。こういった場合に、それまで支給されていた配偶者にかかる扶養手当（現行月額6千5百円）がなくなったら、生活を切り詰めるしかなくなる訳です。一律に廃止するのはなく、



▼余談ですが【図表3】の「103万円の壁」（税金の壁）ですが、25年に抜本的に改革されるのではないかと噂されているようです。年金制度が5年に一度見直されることになっていて、これが25年であり、これに合わせて社会保険の扶養対象の見直しが行われるのではないかとこのようです。前述のとおり「働き控え」する配偶者にしっかりと働いてもらいたいということであれば、「103万円の壁」を上げることになる訳ですが、手取りが増える半面、税収が減ってしまいます（仮に178万円に上げると、8兆円の減収になると試算されているようです）。当然、財務省としては反対する訳で、実現できるのか微妙な情勢のようです。

編集後記

▼今年も残すところ1カ月半となりました。ネット上では「今年の出来事」の記事がチラホラ…。

【1月】能登半島地震と日航機・海保機の衝突炎上事故、【2月】H3打上成功、【3月】ドジャース・水原氏解雇、【4月】台湾でM7・2、【5月】ダルビッシュ日米通算200勝、【6月】最多56人届出・都知事選告示、【7月】トランプ氏銃撃され負傷・パリ五輪開幕、【8月】岸田首相退陣、【9月】中国深セン・日本人男児襲撃事件、【10月】ドジャース・世界一（以上、独断と偏見で抽出）（坂内）



総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

